

<p>1. 開会 深浦会長</p>	<p>皆様おはようございます。 少し時間が早いですが、出席予定の方、だいたいお揃いということですので、ただ今から、「令和7年度長崎地方最低賃金審議会第1回本審」を始めたいと思います。 では、最初に事務局からお願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>私は、本審議会の事務局を担当しております、賃金指導官の池田と申します。 どうぞよろしくお願いたします。 本日の審議会は、今期の委員改選後、初めての審議会となりますので、審議会会長が選出されるまでの間、事務局にて司会進行を行わせていただきます。 まず、本審議会の委員の出席状況について、ご報告いたします。 本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名全員の委員の方に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしております、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。</p>
<p>2. 審議会委員及び事務局について 池田指導官</p>	<p>次に、本年度の「審議会委員、及び事務局について」紹介いたします。 皆様のお手元にお配りしております資料の1ページ、資料番号1の「長崎地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）」をご覧ください。 第56期の審議会委員につきましては、令和7年4月1日から任期を2年として就任いただいておりますが、今年度におきましては、昨年度第55期の全ての委員が再任されておりますことをご報告いたします。 続きまして、事務局を紹介いたします。 委員の皆様から見まして、前列中央が労働局長の倉永です。 右隣が、労働基準部長の松野です。 左隣が、賃金室長の木場です。 出入り口に近い右端が、専門監督官の宮本です。 最後に私、賃金指導官の池田です。 以上のメンバーで、事務局を担当してまいります。 どうぞよろしくお願いたします。</p>

<p>3. 会長・会長代理の選出 池田指導官</p>	<p>続きまして、「長崎地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出」に移ります。</p> <p>会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」ことと規定されておりまして、また、その任期は2年間となります。</p> <p>長崎におきましては、従前から、公益委員案を全体にお諮りする方法により、選出いただいているところでございますが、今回もその取扱いでお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>池田指導官</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今期の長崎地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出につきまして、公益委員の検討結果を林委員よりご報告いただきたいと思います。</p> <p>林委員よろしく申し上げます。</p>
<p>林委員</p>	<p>はい。本件につきましては、事前に調整を行いました結果、第56期長崎地方最低賃金審議会会長に深浦委員を、会長代理に三浦委員をそれぞれ選出することで、公益委員案として合意しておりますことをご報告申し上げます。以上です。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>ただ今、林委員より、第56期長崎地方最低賃金審議会会長に深浦委員、会長代理に三浦委員を選出することについて、公益委員案の提示がございました。</p> <p>労働者代表委員、使用者代表委員の皆様方、この提案についていかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>池田指導官</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議がないようですので、長崎地方最低賃金審議会の会長に深浦委員を、会長代理に三浦委員を選出することにつきまして、ご了承いただきましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、深浦会長にご挨拶をいただきまして、この後の議事の進行</p>

<p>深浦会長</p>	<p>を引続きよろしくお願いいたします。</p> <p>皆様改めましておはようございます。</p> <p>ただ今、会長に選出いただきました、深浦でございます。</p> <p>また会長代理には、三浦委員が選出されましたので、三浦委員には色々ご協力をいただきながら、任期を務めていきたいと思っております。</p> <p>皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>皆様すでにご承知かと思いますが、昨年度、中央最低賃金審議会におきまして引上げ額の目安が過去最大となるA・B・C全てのランクで50円ということが示され、またそれを受けまして長崎県におきましても経済状況等をもとに、地域別最低賃金を55円引上げて、953円とすることで決定したところでございます。</p> <p>本年度におきましても、中小零細事業者の経営実態や長崎県の経済情勢の動向、また昨今は国際情勢も色々問題が起こっておりますけれども、そういった中、非常に厳しい、難しい審議が予想されるところでございます。</p> <p>是非皆様のご協力をいただきながら、長崎県最低賃金の早期発効に向けて、円滑な審議会運営に力を尽くしたいと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>4. 議題 (1) 長崎県最低賃金の改正諮問について</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>それではさっそく議題に入ります。</p> <p>最初の議題は、「長崎県最低賃金の改正諮問について」でございます。</p> <p>では事務局から説明をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>長崎県最低賃金の改正諮問につきまして、最低賃金法第12条に基づき長崎労働局長からの改正諮問を行いたいと存じます。</p> <p>それでは、会長並びに局長におかれましては、中央にお願いいたします。</p> <p>なお、撮影いただいて差し支えありませんが、中央には入らないようによろしくお願いいたします。</p> <p><会長と局長が中央に移動></p>

<p>倉永局長</p>	<p><局長が諮問文を読み上げ></p> <p>最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。 よろしく申し上げます。</p> <p><局長から会長へ諮問文を手交></p>
<p>木場室長</p>	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方にお配りします。</p> <p><諮問文の写しを各委員へ配付></p>
<p>深浦会長</p>	<p>では、労働局長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>倉永局長</p>	<p>おはようございます。 本日は委員の皆様方、非常にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 ただいま、長崎県最低賃金の改正について調査審議の諮問をさせていただきました。 「持続的な賃金引上げ」について今春の状況は、労使のご尽力によって、全国及び長崎いずれも昨年度を上回りました。 持続的な賃金引上げには、適切な価格転嫁と生産性向上が不可欠ですが、その環境整備について、労務費転嫁指針や中小受託取引適正化法、「賃上げ支援助成金パッケージ」、「働き方改革推進センター」による伴走支援等、施策を総動員し引続き対応してまいります。 諮問文にある閣議決定では、2029年までの5年間で、実質賃金で年1%程度の上昇を社会通念として定着させることや、最賃についても2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとされています。 委員の皆様方には、法定3要素のデータを基本として、今後示される目安も参考に、県内の経済・雇用の実態や賃金の動向などを考慮した調査審議をお願いいたします。 委員の皆様には多大なご負担をおかけしますが、充実した審議を尽く</p>

	<p>していただけるよう、また、審議会の円滑な運営のお力になれるよう、我々事務局として努めていく所存ですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>木場室長</p>	<p>報道各社の皆様に申し上げます。 頭撮りはここまでとさせていただきます。 恐縮ですが、カメラの皆様、ご退出いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、ただ今配付されました諮問文ですけど、何か確認しておきたいようなことがありましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問等なし></p>
<p>(2) 運営小委員会の設置等について</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 それでは、議事の次第に従いまして、次の議題にうつります。 (2)「運営小委員会の設置等について」でございますが、公益委員案としての提案になりますけれども、内容について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>事務局より、「運営小委員会の設置について」説明をいたします。 特賃改定必要性の審議について「より丁寧で細目にわたる審議を行う必要があるのではないか」との意見が5月15日の公益委員会議であり、審議会で審議いただくための公益委員（案）が次のとおり承認されました。 特定最賃改正の必要性審議は、「運営小委員会を設置し行う」、運営小委員会は非公開とし、議事要旨を公開する。 特賃改正の必要性審議はこれまでどおり全会一致を原則とするため運営小委員会についても同様とする。 各種規定との整理ですが、お手元にお配りしております資料番号3-1、11ページをご覧ください。 審議会運営規定の第3条により、「会長は審議会の議決により特定の事案について事案の調査をしまたは詳細にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる」とされております。</p>

<p>深浦会長</p>	<p>資料番号3-4、17ページをご覧ください。</p> <p>運営小委員会の委員は、審議会会長が指名する公労使を代表する委員それぞれ3名の計9名の委員で構成し、審議会会長が運営小委員会の会長となります。</p> <p>運営小委員会の非公開については、公労・公使の意見交換の場においては、それぞれの実情や配慮を要する場合もあり、個別に丁寧な説明と、時には説得も含めた忌憚のない意見交換の場となることも予想されるため、公益委員（案）としてそのように整備しました。</p> <p>今説明していただいたとおりでございますが、この特定最低賃金の改正の必要性審議に関しましては、これまで本審の場で労使双方からご意見をいただいて、そこで決定していたということで、小委員会という別組織を作った審議はしておりませんでした。</p> <p>これも皆さんご承知のとおり、令和3年以降特定最賃の改正は行われておりません。</p> <p>色々理由はあったわけですが、今後、より丁寧かつ細目に渡る審議が必要ではないか、そちらの方が望ましいのではないかとということで先ほどのような提案をさせていただき次第でございます。</p> <p>了承いただければ次回、第2回の審議会本審において運営小委員会の委員を指名させていただきますけれども、本件につきましてご意見、ご質問があればお願いいたします。</p> <p>労側いかがですか、よろしいでしょうか。</p>
<p>労側委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>使側はよろしいですか。</p>
<p>使側委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、御了解をいただいたということで、運営小委員会を開催して、特定最低賃金の必要性審議の有無について、これまで以上に中身の濃い審議ができるのではないかと思います。</p> <p>それでは、今年度運営小委員会を設置することといたしまして、その中で必要性の審議を行いたいと思います。</p>
<p>(3) 長崎県最低賃金専門部会の設</p>	

<p>置等について ①専門部会の設置について 深浦会長</p>	<p>次の議題は、「専門部会の設置について」です。 先ほど、局長から審議会に対しまして、長崎県最低賃金の改正についての諮問をいただきました。 最低賃金法第25条第2項の規定によりまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされていますので、それに従いまして専門部会を設置いたします。 事務局において、労・使それぞれの専門部会委員の任命について、所要の手続きをとっていただく必要があるかと思えます。 期日等も含め、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>労働局長は、「審議会の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされています。 専門部会の労働者代表委員、並びに使用者代表委員の候補者の推薦につきましては、本日から8月8日までの間、候補者の推薦を求める旨の公示を行いたいと思えます。 本審議会が終了後、長崎労働局掲示板にて公示し、併せてホームページにて周知いたします。 候補者の推薦書等諸様式は、ホームページに掲載します。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問等なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>ご質問等ないようですので、事務局においては先ほどの説明のとおり公示の手続きを進めていただくようお願いいたします。</p>
<p>②専門部会の決議について 深浦会長</p>	<p>続いての議題は、「専門部会の決議について」です。 「最低賃金審議会令」の第6条第5項におきまして、「審議会は、あら</p>

	<p>かじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますが、当審議会といたしましては、例年、「地域別最低賃金につきましては、第6条5項を適用しない」となっております。</p> <p>本年度におきましても、同様の取扱いでどうかと考えておりますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
深浦会長	<p>ご異議がないようですので、長崎県最低賃金につきましては、専門部会での決議が全会一致となった場合であっても、それをもって審議会の決議とはせず、本審議会において決議することといたします。</p>
(4) 参考人の意見聴取について 深浦会長	<p>それでは続きまして、「関係労働者又は関係使用者の意見聴取」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
木場室長	<p>長崎県最低賃金改正諮問後の関係労働者、又は関係使用者の意見聴取手続につきましては、最低賃金法第25条第5項、並びに最低賃金法施行規則第11条第1項により、「意見聴取について」並びに「審議会への意見書の提出について」の公示が労働局長に義務付けられております。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会におきましては、例年早期発効を目指す迅速な審議会の運営のため、関係労働者及び関係使用者の意見聴取について、関係労使から提出された意見書に加え、審議会の場で意見を述べることを表明された者についてのみ、審議会へ出席いただき意見聴取を行ってきたところです。</p>
深浦会長	<p>これも例年どおりでございますが、審議会といたしましては、本年度もこれまでと同様に、提出された関係労使の意見書、これがまず基本にありまして、審議会の場で直接意見を述べることを希望する方がいらっしゃった場合には、参考人の意見聴取を行うということになるかと思いますが、これについてご意見等ございますでしょうか。</p>
各委員	<意見なし>
深浦会長	<p>労側いかがでしょうか。</p>

	<p>使側もよろしいですか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
深浦会長	<p>他の委員の方いかがでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
深浦会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは特になければ、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係団体から意見書の提出のほか、意見陳述の要望がありました場合は、その必要があるものとして、次回第2回本審において参考人意見聴取を実施する予定で進めさせていただきます。 それに基づきまして、長崎県最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示について、説明をお願いいたします。</p>
木場室長	<p>長崎県最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取、意見書の提出につきましては、本日から8月8日までの間、広くご意見を求めるべく、公示を行います。 関係労使より意見書が提出されましたら、次回審議会の開催前に、各委員の皆様方にお送りしたいと考えております。</p>
深浦会長	<p>何かご質問ございますか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>
(5) 事業場 実地視察に ついて	
深浦会長	<p>それでは、議題(5)の「事業場実地視察について」、事務局から説明をお願いします。</p>
木場室長	<p>本年度の事業場実地視察につきましては、資料番号2、3ページの「事業場実地視察の方針」に基づき実施したいと思います。 実施件数につきましては、昨年同様に実地視察事業場1件と、別によるヒアリング事業場1件の合計2件について実施する予定としています。 実施時期につきましては、第1回本審後から第1回専門部会までの間</p>

	<p>となりますが、今年度におきましては、中央最低賃金審議会の日程がなかなか決まらなかったため、長崎地方最低賃金審議会の日程を確定することができない状況でしたので、予め事務局におきまして事業場の選定及び日程調整を行っています。</p> <p>事業場の選定につきましては、①令和6年度に業務改善助成金の交付を受けている事業場で、②影響率の高い業種の「生活関連サービス業・娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」の3業種で、③地域が長崎市、諫早市、大村市であること、④労働者数が10人以上であること、⑤企業内最低賃金が長崎県最低賃金近傍であること、⑥法人であることを考慮して選定しています。</p> <p>その結果、今年度の「実施事業場」につきましては、「生活関連サービス業」を営む事業場を、「書面によるヒアリング事業場」につきましては、「小売業」を営む事業場を選定しています。何れの事業場も長崎市内の事業場となります。</p> <p>事業場実地視察の日程につきましては、事業場の都合により8月6日（水）の午前10時からを予定しています。</p> <p>また、事業場及び労働者からヒアリング等行った結果につきましては、審議会に資料として取りまとめたうえで、第2回本審に提出することとしたいと思います。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>事務局におきましてはこの視察の準備等、色々ご苦労かと思いますがよろしくお願いいたします。</p> <p>それから事業場視察により収集した情報については、専門部会での議論で活用いただけますよう、次回第2回本審にて参加各委員から報告いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>本件につきましてご質問、ご意見ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問、意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、事務局のほうで引き続き手続等よろしくお願いいたします。</p>
<p>(6) 審議日程等について 深浦会長</p>	<p>次の議題、「審議日程等について」になります。 説明をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>審議会の日程につきましては、当初、令和6年度第6回審議会の中で</p>

ご承認いただいておりますが、令和7年度の中央最低賃金審議会日程が昨年度より大幅に遅れて開催されたことに伴いまして、当初予定しておりました審議会日程を変更する必要があるがございますので、資料番号4-1、19ページの令和6年度審議会実績・令和7年度審議会日程（案）としまして、再度お諮りしたいと思います。

中央最低賃金審議会につきましては、7月11日に開催されまして、諮問が行われましたので、当初、第1回本審を7月1日と予定しておりましたが、本日7月23日に変更して開催しております。

また、事業場実地視察につきましては、当初7月下旬を予定しておりましたが、8月6日に日程を変更して実施する予定としています。

目安の伝達につきましては、当初7月31日の第2回本審を予定しておりましたが、中央最低賃金審議会の答申時期は現時点不明ですが8月上旬頃と仮定すると、8月13日に第2回本審を開催して、中央最低賃金審議会の目安伝達を行い、本審終了後、引き続き、第1回最低賃金専門部会を開催して、部会長並びに部会長代理の選任をいただいた後、実質的な審議をいただく日程でどうかと考えております。

開催日程では、第2回の専門部会を8月14日、第3回専門部会、第4回専門部会を8月20日、8月22日にそれぞれ行い、第4回専門部会終了後に引き続き第3回本審を開催してその中で答申を行う予定としております。

結審と発効の関連については、8月22日に専門部会にて結審し、同日本審が開催された場合、9月9日に第4回本審（異議審）を開催し、最短で10月19日が発効日となるスケジュールになります。

次に、特定最低賃金の改正につきましては、令和7年2月に3業種の関係労働団体から「意向表明」がありまして、7月1日付け3業種それぞれの関係労働団体から改正決定にかかる申出書が提出されております。

申出の内容につきましては、事務局で精査をいたしまして、定量的要件を満たしていると判断されましたら、8月13日に開催予定の第2回本審におきまして、局長から改正の必要性の有無について、諮問をさせていただき予定としております。

その後の予定では、昨年度は第4回本審、第5回本審にて特定最低賃金の改正の必要性の有無についての審議を行っていたところですが、今年度は運営小委員会を設置しまして、その中で審議を行っていただく予定としております。

具体的には8月29日、9月2日に運営小委員会を開催しまして、その中で参考人意見聴取を行った上で、必要性の有無についての審議をしていただき、9月9日の第4回本審の中で、運営小委員会より決定内容に

<p>深浦会長</p>	<p>ついでに報告を行い、本審での承認を受けた後、答申を行う予定としております。</p> <p>また、「改正必要性有り」の答申をいただいた場合は、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、特定最賃に係る専門部会を設置する必要がございますので、労使それぞれの団体より、各特定最賃の専門部会委員の推薦をいただくための公示を行いまして、9月26日に第1回合同の専門部会を開催いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>その後の専門部会日程及び第5回本審予定日につきましては、当初の日程のままとしており、日程案につきましては、以上となります。</p> <p>資料でございますように、本年度は中央の審議が遅れているということもあって、8月の中旬以降と、かなりタイトなスケジュールになっております。</p> <p>すでに一部日程の確認等委員の方々にはさせていただいておりますけれども、今の所この日程で本年度進めていければと思っているところでございます。</p> <p>前回の決定と大きく変わっているところもございますが、何かご意見ご質問等あればお願いします。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>日程調整はいただいたんですが、今のところ開始時刻などは確定していないということでよろしいでしょうか。</p>
<p>木場室長</p>	<p>8月13日第2回本審につきましては、午前9時開始と考えております。第2回本審を開催し、それが終わり次第、第1回専門部会を行う予定です。その後の日程については、開始時刻は確定しておりません。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>その他、何かございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、8月13日第2回本審が午前9時から、引き続き、1回目の専門部会ということを追加して説明いただきました。</p> <p>それでは、この日程で本年度は進めていきたいということでございます。</p> <p>本当に日程が詰まっておりますけれども、是非皆様方のご協力をお願いいたします。</p>
<p>(7) 審議会の公開につ</p>	

<p>いて 深浦会長</p>	<p>それでは、「(7) 審議会の公開について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>それでは、審議会の公開、非公開につきましてご説明いたします。 最低賃金審議会の公開、非公開につきましては、長崎地方最低賃金審議会運営規程第6条におきまして、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」とされております。 近年当審議会におきましては、公労使三者が集まって議論を行う場合については、議事録を含め原則公開として対応しているところですが、事業場実地視察の報告等「個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合」等には非公開としているところです。 また、公労、公使による二者協議につきましても非公開としております。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>これも昨年同様の取扱いになりますけれども、ご意見ご質問等ございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見、質問等なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>特になければ、当審議会の会議は原則として公開、ただし運営規程第6条第1項但し書きに該当する事由がある場合は非公開という形で、取扱うことにいたします。</p>
<p>(8) その他 深浦会長</p>	<p>「その他」でございますけれども、本県の審議会では、円滑な審議会運営のため例年申し合わせをしております。 これについても確認のため、事務局から改めて説明をお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>資料の25ページ、資料番号5「令和7年度長崎地方最低賃金審議会の運営について(案)」をご覧ください。 長崎では、例年、第1回本審において、当年度の円滑な審議会運営の</p>

	<p>ために、公労使各委員で申し合わせている事項がございます。</p> <p>内容としましては、最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように、「審議の促進に努める」「関係労使の意見を十分把握するように努める」「専門部会において全会一致の結論が得られるように努力する」などでございます。</p> <p>また、特定最低賃金の審議におきましても「専門部会で全会一致の結論が得られるよう努力する」というものでございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>「令和7年度長崎地方最低賃金審議会の運営（案）」について、でございます。</p> <p>本年度もこの内容でよろしいかということですが、特に今年は運営小委員会を開催するというところでございますので、この特定最低賃金につきましても、改めてご確認をいただければと思います。</p> <p>この内容でよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、本年度につきましても、この内容で申し合わせをしたということにいたします。</p> <p>こちらのほうで準備した議題は以上でございますけれども、何か委員の皆様から議事として取り上げるべきことがあればお願いします。</p> <p>よろしいですか。無いようであれば、資料の説明からお願いします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>それでは、議題で説明した資料以外の資料について簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>27ページ、参考資料1は日本銀行長崎支店が令和7年6月18日に発表しております「長崎県の金融経済概況」です。</p> <p>39ページ、参考資料2は日本銀行長崎支店が令和7年7月1日に発表しております「長崎県・企業短期経済観測調査（短観）」となります。</p> <p>49ページ、参考資料3は、財務省福岡財務支局長崎事務所が四半期ごと発表している法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>59ページ、参考資料4-1から4-3は当局職業安定部が発表しております「長崎県の雇用失業情勢（令和7年5月分）」、69ページ、参考資料4-2は「職業安定業務月報ながさき（令和7年5月）」、81ページ、参考資料4-3は「職種別 求人・求職希望賃金の状況（令和7年5月分）」です。</p> <p>91ページ、参考資料5は長崎県県民生活環境部統計課から発表されています基幹統計「長崎県の賃金・雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調</p>

	<p>査速報）令和7年4月分」となります。</p> <p>次に別冊資料について説明します。</p> <p>この資料は、令和7年7月11日に開催された「第70回中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会」における資料となります。</p> <p>同日本省のホームページにアップされたものとなります。</p> <p>資料No.1は「主要統計資料」で、1ページから55ページまであります。</p> <p>この資料は3部の構成になっており、Ⅰが全国統計資料編、Ⅱが都道府県統計資料編、Ⅲが業務統計資料編となっています。</p> <p>資料No.2は、令和7年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版の関係部分を抜粋した資料で、1ページから26ページまでの資料となります。</p> <p>資料No.3は「経済財政運営と改革の基本方針2025」の関係部分の抜粋で1ページから6ページの資料となります。</p> <p>3ページ中段に最低賃金関係で同様の記載があります。</p> <p>この他、資料No.4は「足下の経済状況等に関する補足資料」となっており、その内容は、「地域別の状況」、「産業別の状況」、「消費者物価の動向」、「倒産の動向」、「2024年度全国加重平均51円引き上げ後の状況」、「中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等」等に関する資料となっており84ページまであります。</p> <p>資料No.5は目安に関する小委員会の「今後の予定(案)」でございます。</p> <p>参考資料No.1は「最低賃金に関する調査研究」の資料で、22ページまであります。</p> <p>最後に、公益委員以外の委員の皆様には別冊の「令和7年度版最低賃金決定要覧」をお配りしております。なお、公益委員の皆様にはお渡し済みです。</p> <p>これらの資料につきましては、今後の審議の参考としてご活用いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今説明のあった資料について、ご質問ございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>特に無いようであれば、先程、事務局から説明がありましたとおり、次回第2回本審は、8月13日9時から開催し、また本審終了後に直ちに、第1回専門部会も開催するというので進めさせていただきます。</p> <p>なお、本日の会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者</p>

各委員	側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 本日1回目でございますけれども、何かございませんか。
深浦会長	<意見なし> よろしいですか。 それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。 皆様、お疲れさまでした。